

社会福祉分野における当事者主体概念を検証する

Nishimura, Ai / 西村, 愛

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

645

(開始ページ / Start Page)

30

(終了ページ / End Page)

42

(発行年 / Year)

2012-07-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008910>

社会福祉分野における 当事者主体概念を検証する

西村 愛

はじめに

- 1 社会福祉分野における当事者主体概念
- 2 当事者主体概念の意義
- 3 当事者主体概念の課題
- 4 当事者主体概念を再考する

おわりに

はじめに

昨今、社会福祉の分野において、当事者の語りや当事者による当事者研究が注目されている。たとえば、1999年に主体としての老いを言語化し理論化するという向老学会が発足し、2004年には、障害当事者が自分自身の障害を専門家とは異なった視点から意味づけるという障害学会が設立された。その他、不登校を経験した者が学校や不登校の意味を捉えなおすという不登校学や、従来は医療従事者でその処置や決定権が掌握されていた治療方針を、患者自身が決めるべきであるという患者学も台頭している。さらに、2009年度には、上智大学において「当事者福祉論」という科目が開講された。「当事者福祉論」では、対象、利用者という従来の客体としての存在から、当事者の積極的な社会参加に向けて、社会関係の主体的側面への支援を軸に授業を展開する。講義では、当事者や当事者団体を招き、当事者から提起された課題を学生たちが模擬体験や調査をととして、社会福祉の実践に生かしていくことを目指す。つまり、「当事者福祉論」は、当事者の考えや実践から学生の学びや実践へつなげていくという当事者を中心に据えた講義である。これら当事者を主体とした考え方の根底に流れる共通点は、従来の専門家パターンリズムを排し、「自分のことは自分が一番よく知っている」という立場である。これまで、専門家主導になりがちであった対抗するものの、治療すべきものというネガティブな老いや障害、不登校、病に対する考えに対して、当事者視点から捉えなおすという、いわば「主体の奪還」とも言える。当事者主体や当事者研究の考え方は、これまで当然のように客体として扱われていた当事者の存在から、自己決定権をもつ「個人」としての存在への転換を強調した意義は大きい。

しかしながら、具体的な援助場面を想定した時、当事者の語りや当事者研究において、援助者は

どのように立ち振る舞えばいいのか、援助者と被援助者である当事者は、どのような関係性を構築することが可能か、そもそも、当事者主体とは、どのような意味で使用され、当事者は何を求められているのか等、援助者と当事者の関係性については、ほとんど言及されてこなかった。筆者は、このような根本的な問題に目を向けず、当事者主体や当事者研究を「善きもの」として進めていく近年の傾向に危惧を抱いている。なぜならば、援助者が当事者よりも優位である現状が厳然としてあることや、当事者主体で使われている主体概念が、主体になることができる当事者と主体になることが困難な当事者という当事者内部における新たな線引きに繋がる可能性を有しているにもかかわらず、当事者主体が強調され掲げられることにより、あたかも当事者の意思や意見が尊重されるようになったかのような錯覚を生み出し、問題が見えづらくなっていると感じるからである。いったい、当事者主体はどのように捉えられ、当事者は何を求められているのであろうか。主体として語ることによって、当事者の思いは聞き届けられ、援助者と当事者の関係性や当事者の生活は、よりよいものに変化したのであろうか。本稿では、そのような問題意識のもとに、社会福祉分野における当事者主体概念を検証することを目的とする。

本論文の構成は以下のとおりである。第1節では、当事者の語りや当事者研究における当事者がいつごろより注目され始め、どのような文脈において当事者主体の重要性が認識されてきたのかということを、先行研究を基に明らかにする。第2節では、当事者の語りや当事者研究の意義について述べていく。そのうえで、第3節では具体的な援助場面で想定されうる当事者主体をめぐるいくつかの課題を指摘する。第4節では、前節で指摘した課題の解決に向けての方途を示していく。

1 社会福祉分野における当事者主体概念

(1) 当事者主体の概念整理

上智大学で「当事者福祉論」を担当している岡は、当事者を「社会福祉のある限定された継続的な課題を、自己の生活に直接関わるものとして捉え、それに取り組む人々。たとえば、患者、依存症者、身体障害者に始まり、精神障害者、ひとり親家族、死別体験者、ホームレスなど」⁽¹⁾と定義している。2003年に『当事者主権』を著した中西と上野は、その著書で「当事者とは問題を抱えた人々と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあって欲しい状態に対する不足と捉えて、そうではない新しい現実をつくり出そうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かが分かり、人は当事者になる」⁽²⁾と述べている。このような当事者の捉え方は、近年になって登場してきた新しい考え方ではない。

社会福祉の歴史において、長い間これら当事者たちは社会福祉の対象として、保護や庇護すべき存在として、専門家の管理下におかれてきた。社会にうまく適応できない原因は、本人にあるとし

(1) 岡知史『「当事者福祉論」とは何か：当事者の福祉活動への参加を支援する福祉学の可能性』<http://pweb.sophia.ac.jp/oka/papers/2009/sw/> 日本社会福祉学会第57回全国大会。

(2) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波新書、2003年、2-3頁。

て、適応できるように治療や訓練、矯正の指導がなされてきた。そこでは、専門家や援助者と呼ばれる人たちが、彼らの処遇方針を決め、当事者はそれに従うように強いられてきた。そのような処遇に対して、1957年に障害者の解放を求めて、社会に対して異議申し立てを行う団体が登場した。脳性マヒ者の団体である「青い芝の会」である。「青い芝の会」は、1973年に出した「行動綱領」の第一番目に、自らの障害を自覚することを掲げた。自分の障害を認識し自覚しなければ、社会における障害のある自分が置かれている立場や差別を認識できない。そのうえで、「青い芝の会」は強烈な自己主張を行い、愛や正義と言う名の下に行われているパターンリズムや、健常者社会の規範や価値観に合わせるよう強要し、合わない場合は排除するという健全者文明を激しく否定した。しかし、「青い芝の会」は、その過激な発言や声明から、障害者がおかれている立場が間違ったものであり、彼らの主張が正当なものであると社会から評価されなかった。

「青い芝の会」が、運動の中で繰り返し主張してきた当事者の権利や専門家主導の考え方に対する疑義は、近年の当事者主体や当事者研究の基底をなすものである。つまり、運動団体の主張から、当事者や当事者の実践から学ぶという流れに変化していく。それでは、このような変化はいつごろから起きたのであろうか。次項では、当事者主体および当事者研究の経緯を、障害当事者に限定して辿っていく。

(2) 当事者主体および当事者研究の経緯

近年、当事者研究をタイトルに冠した本や当事者による援助論の書籍が相次いで出版されている。たとえば、1999年には既存の障害の捉え方に異議申し立てを行い、障害当事者の立場から障害を捉え直すという『障害学への招待』が、2001年に障害当事者による『自立生活運動と障害文化：当事者からの福祉論』、2005年に北海道の精神障害者の地域活動拠点である「べてるの家」が出版した『べてるの家の「当事者研究」』をはじめとして、2008年には、発達障害当事者も『発達障害当事者研究：ゆっくりていねいにつなりたい』を著した。これらは、従来の専門家主導による障害や自立の捉え方と大きく異なるものであった。

当事者主体は、当事者による当事者研究だけに留まらない。2000年に入ってから、援助者や研究者が、当事者の実践から学ぶという流れに変化してきた⁽³⁾。当事者主体の支援をするためには、まず当事者の思いや意見を聞きながら、援助を進めるべきだという考え方が援助者の間で定着しつつある。当事者を主体とした考え方は、1990年代にも当事者主体や当事者参加・参画という言葉で見受けられるものの⁽⁴⁾、それは支援者からの発信であり、当事者のことを決定する際には当事

(3) たとえば、半澤節子『当事者に学ぶ精神障害者のセルフヘルプグループと専門職の支援』やどかり出版、2001年、加藤真規子『精神障害のある人々の自立生活：当事者ソーシャルワーカーの可能性』現代書館、2009年、白潟光男・浅野智子『夢をかなえる精神科リハビリテーション：当事者が教えてくれる「確かなこと」』日本評論社、2010年などがある。

(4) 大谷は、障害者の権利実現に向けて、障害当事者の要求を共通の政策にしていくなかで、障害者のニーズの掘り起こしが当事者参画には重要であることを強調している（大谷強『自治と当事者主体の社会サービス——「福祉」の時代の終わり、マイノリティ権利の時代の始まり』現代書館、1995年、86頁）。河東田も、スウェーデンの知的障害者の支援から学んだこととして、訳者あとがきで「当事者に関わる生活、援助プログラム、政策の

者の意見を聞くことや、その支援の必要性を説いたものであり、近年の当事者主体の考え方とは大きく異なるものである。

当事者による当事者主体の考え方や当事者研究は、1995年に「聴覚障害者」である木村と市田が『現代思想』に出した「ろう文化宣言」に端を発する。「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」—これが、私たちの「ろう者」の定義である。これは、「ろう者」＝「耳の聞こえない者」、つまり「障害者」という病理的視点から「ろう者」＝「日本手話を日常言語として用いる者」、「言語的少数者」という社会的文化的視点への転換である⁽⁵⁾。聴覚に「障害」をもった当事者が出したこの宣言は、これまでの障害者観を覆すものであった。それまで、「青い芝の会」をはじめ障害当事者が社会の差別の有り様や対応に対して異議申し立てをすることがあったものの、このように社会の「障害者」という病理的視点から「ろう者」＝「日本手話を日常言語として用いる者」としての転換を迫ったことは衝撃的であった。この「ろう文化宣言」に引き続き、盲人も盲文化を、脳性マヒ者の集団である「障害者プロレス」や「劇団態変」も、障害当事者たちが自らの障害について、障害をもつことの意味や独自性について語り始めた。彼らの語りの多くは、今まで障害のない者から見て「負の部分」として受けとめられてきた、障害や障害ゆえの方法に意義を見いだそうというものであった。それは、貶められていた自らの価値を取り戻し、肯定的なアイデンティティを獲得するとともに、現実の生活をより楽なものにしていく実践であった⁽⁶⁾。障害当事者たちが自らを語ることは、既存の概念を社会に問うと同時に、自らを相対化し、肯定的なアイデンティティを取り戻す作業であった。こうした動きの中で、1970年代の「青い芝の会」の健全者文明を問うという主義主張が改めて見直され、健常者と障害者の関係性を研究の視点から捉え直すという障害学へと繋がっていく。次項では、近年に見られる当事者主体や当事者主体アプローチがどのような文脈で使用され、当事者は何を求められているかを詳細に見ていく。

(3) 当事者主体の視点

「自分のことは自分で決め、その責任は自分でとる」。身体障害者が施設や定位家族からの自立を目指した時に、唱えた言葉である。定藤は、自立と自己決定の関係について、「新しい自立観の鍵となったのが自己決定権の行使を自立と捉える考え方である。具体的にはそれは、障害者がたとえ日常生活で介助者のケアを必要とするとしても、自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定し、また自らが望む生活目標や生活様式を選択して生きる行為を自立とする考え方であり、これは端的には、1回限りの自らの人生を障害者自らが主役となって生きること、すなわち生活主体

立案などに企画の段階から関わり、対等な立場で意見交換をし、決定にも参画していくこと」が当事者の参加・参画であると定義している（ビル・ウォーレル著／河東田博『ピープル・ファースト——支援者のための手引き』現代書館、1996年、96頁）。

(5) 木村晴美・市田泰弘「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」現代思想編集部編『ろう文化』青土社、1995年、8頁。

(6) 倉本智明「障害学カフェ」No.5 障害者文化という視角（2001年6月）

http://www.akashi.co.jp/menue/rensai/cafe_05.htm&d

者として生きる行為を自立生活とする理念である」⁽⁷⁾と定義している。伊藤も定藤と同様、自立について障害者を一人の「大人」と捉え、自己選択・自己決定、そしてそれらに基づき実行し、その結果の責任がとれる人たちである⁽⁸⁾と述べている。ここで注目すべき点は、ただ単に自分のことを自分で決められることだけではなく、同時に自己責任もとれることが重要であると述べられている点である。このような自己決定と自己責任をセットにする考え方は、社会福祉基礎構造改革の流れの中で「利用者主体」という言葉とともに、現場においても他の障害者にも適用されていく。たとえば、知的障害のある本人活動では、支援者の介入が本人に与える影響が大きいとして、次のように自己決定の考え方を打ち出している。

1. 支援者は本人によって選ばれる。
2. 支援者の役割は、本人によって決められる。
3. 日常的に生活の支援を行っている人は、支援者として好ましくない。

支援者は、活動中は必要以上の発言を慎み、質問に答えることを極力避けてメンバーに問いを投げ返し、メンバーの求めがあった時に限定して支援をしている⁽⁹⁾。ここでの自己決定が目しているのは、支援者の誘導や恣意的な助言を避けるために、知的障害者が「主体」となって支援者やその役割を選ぶことである。しかも、日常的に支援を行なっている人は支援者として好ましくない、とされていることから、知的障害者自身が自分で支援者を見極め、自らの支援者として適任であると思われる人を判断し、決めることが必要となる。

しかしながら、障害の程度によっては、自ら選び決めることが難しい人もいる。小澤は、知的障害や精神障害などの自らの意思を明確にし、主張していく能力が弱い障害者に対して、当事者の自己決定や問題解決能力の向上、自己コントロール、生活（人生）への意味の発見などの、積極的な当事者像の転換に寄与することができる⁽¹⁰⁾としてエンパワメントの必要性を説いている。自己決定が困難な障害者を支援する方法として、障害者をエンパワーさせるという考え方は広まりつつある⁽¹¹⁾。安梅は、ケアにおけるエンパワメントの原則として、①目標を当事者が選択する、②主導権と決定権を当事者が持つ、③問題点と解決策を当事者が考える、④新たな学びと、より力をつける機会として当事者が失敗や成功を分析する、⑤行動変容のために内的な強化因子を当事者と専門職の両方で発見し、それを増強する、⑥問題解決の過程に当事者の参加を促進し、個人の責任を高める、⑦問題解決の過程を支えるネットワークと資源を充実させる、⑧当事者のウェルビーイング

(7) 定藤丈弘／岡本栄一／北野誠一『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房、1993年、8頁。

(8) 伊藤智佳子『支援・援助者をめざす人たちの基本姿勢』一橋書房、2002年、63頁。

(9) ただし、このような本人活動の定義や意義は、知的障害のある本人たちが決めたのではなく、日本全国の本人活動の支援にあたっている支援者たちで決めたものである。本人活動支援小委員会編『地域生活支援ハンドブック4 本人活動支援'99』全日本手をつなぐ育成会、1999年、8-9頁。

(10) 小澤温「自己決定とは何か——概念の整理」『さばーと』第51巻第7号、2004年7月、23頁。

(11) 障害者が主体的に生きるために、エンパワメントの必要性を論じたものに、以下のようなものがある。狭間香代子「自己決定とストレングス視点」『社会福祉学』第40-2号、1999年、高山直樹「自己決定とエンパワメント」「施設改革と自己決定」編集委員会編『権利としての自己決定——そのしくみと支援』エンパワメント研究所、2000年、土屋徹『「土屋流当事者主体」的アプローチ』精神看護出版、2010年などがある。

に対する意欲を高めることの8点を挙げている⁽¹²⁾。安梅は、エンパワメントによって、当事者は自らの生き方を自分で選択し、自己責任の下に自己実現に向かっていくことができると述べる⁽¹³⁾。加藤は、慢性の病や障害を引き受けて、それらと共に歩み、自己の障害こそ新たな自己の可能性を展開させる力とするために、エンパワメントの必要性を説く⁽¹⁴⁾。主体となるために、当事者が自ら声をあげ、自分自身の援助方針やしたいことを決め、援助者に伝えていく。そのためには、まず自分が当事者であることを自覚するとともに、自らの置かれている状況を判断することが求められる。これは、前項の「青い芝の会」が出した「行動綱領」の第一項目と近似している。

当事者主体は、自己決定を軸として、当事者が自分の生き方を自分で決めること、そして結果に責任をもつことによって、自己実現や自分らしい生活を送ることが重要であるとしている。援助者は、当事者が自分の病気や障害などの当事者性と向き合い、前向きに生きていくことができるよう、当事者の持っている力を引き出し、発揮できるような支援をする。このような当事者主体の考え方は、当事者および援助者にとって、どのような意味があるのだろうか。次節では、その意義について述べていく。

2 当事者主体概念の意義

（1）障害当事者にとっての当事者主体概念の意義

従来の社会福祉や医療の考え方では、障害は治すべきものとして捉えられていた。医学モデルと呼ばれる考え方は、障害者問題の根本的解決は、障害の除去および軽減であるとする考え方である。医学モデルでは、「困難は障害から必然的不可避的に生まれてくる」⁽¹⁵⁾と考えられており、リハビリテーションや治療・教育の拡充を通して問題の解決をはかろうとする。問題解決が困難な場合、原因は障害者の努力不足とされ、障害者を取り巻く社会の在り様は問われない。障害者が目指すべき目標はつねに健常者であり、目標達成の手段としてのリハビリテーションや治療・教育は絶対視されている。つまり、医学モデルは障害をあってはならないものとし、結果的には障害や障害者の存在を否定することにも繋がりがかねない考え方であった。

このように問題を個人に帰す医学モデルに対して、「青い芝の会」は、障害者の参加を困難にしている原因は、障害があることではなく、障害者を閉め出している社会環境側にあること、そして障害者の権利の回復を求めて、自立の概念の転換を主張してきた。障害学は、「青い芝の会」の運動論をさらに深化させ、過去から現在まで一貫して社会が無意識に健常者を中心とした見方をしていることや、それが自明なものとして疑われないことを指摘した⁽¹⁶⁾。このように当事者自らの意

(12) 安梅勲江『エンパワメントのケア科学——当事者主体チームワーク・ケアの技法』医歯薬出版、2004年、4-5頁。

(13) 同上書、7頁。

(14) 加藤真規子『精神障害のある人々の自立生活——当事者ソーシャルワーカーの可能性——』現代書館、2009年、168頁。

(15) 佐藤久夫『障害構造論入門』青木書店、1992年、6頁。

(16) 長瀬によると、障害学という新たな障害の確立は、歴史の分野で隠蔽されてきた障害者の存在を明らかにする

見や思いを発信していくことの意義は、これまでの弱く保護すべき存在としての障害者のイメージを覆すものであった。

当事者自らを語ることは、障害当事者自身にとっても意味が大きいものであった。自らを語る効用について、好井は、「語りだす自らの声を聞きなおすことを通して、当事者たちは、プライベートな部分に閉じ込められていた差別のありようを、今一度考え直すことができる」⁽¹⁷⁾と述べている。小林も、個人的経験を語るという表出行為によってカタルシスを導くこと、そして人生の主體的な視野をもつことができる⁽¹⁸⁾と自分語りを評価している。自らの思いを語ることが、自分の生活や人生を振り返り、体験を通して自分自身の相対化に繋がっていく。これは、あくまでも研究者側の当事者語りに対する意味づけおよび解釈である。それでは、障害当事者は自らを語ることに對して、どのような意味づけを行っているのだろうか。

発達障害当事者である綾屋は、当事者研究の中の自分語りを通して、我慢・精進・訓練することで、自己否定を行っていた自分から解放され、「今ここにいる自分の生きづらさを研究し言葉にしていくことそのものが、自己を固めると同時につながりツールになっていく」、いわば「自己肯定物語」となった⁽¹⁹⁾ことを述べている。視覚障害をもつ星加は、障害学について、「当事者性は、研究プロセスへの当事者の受動的な関与を意味するものではなく、あくまでも当事者自身を担い手とする研究の価値と必要性に焦点を当てたところに特徴がある」⁽²⁰⁾と障害当事者を研究プロセスに位置づけることで、より信憑性を得ようとする当事者参加とは大きく異なることを主張する。当事者主体の考え方や障害学を代表とする当事者研究は、障害当事者が自己肯定し、正のアイデンティティを獲得していくための役割を果たしてきた。それは、障害当事者が人として価値ある存在として復権を取り戻すために必要であった。

(2) 聞き手側としての当事者主体概念の意義

では、当事者の話の聞き手側にとって、当事者主体はどのような意義があるだろうか。それは、当事者でなければ分からない思いや意見を知ることによって、障害および障害者への理解を深めていくことができる点である。筆者も、大学の講義で知的障害当事者を招いて、自らの思いを語ってもらった経験がある。そこで語られたことは、今まで支援にあたっていて分からなかった思いや願いであり、援助者側が当事者にとって良かれと思って行ってきた支援と、当事者の思いにはズレがあることを認識することとなった。このようなズレを修正しなければ、援助者側の援助が推し進め

にとどまらず、従来の歴史自体の見直しも含む。それは、それまでの歴史が非障害者からの視点から見た歴史であったことをあらわにする（石川准・長瀬修『障害学への招待』明石書店、1999年、12頁）。

(17) 好井裕明「差別と向き合うチャンス創造する」山田富秋編『ライフストーリーの社会学』北樹出版、2005年、31頁。

(18) 小林多鶴子「ライフストーリー・インタビューをおこなう」桜井厚・小林多寿子編『ライフストーリー・インタビュー』せりか書房、2005年、113頁。

(19) 綾屋紗月「痛みの記憶——成長の終わり いまの始まり」『現代思想』2011年、8月号、62頁。

(20) 星加良司「当事者性の（不）可能性——ディスアビリティ・スタディーズの存在理由」崎山治男／伊藤智樹／佐藤恵／三井さよ『〈支援〉の社会学』青弓社、2008年、210頁。

られてしまう。当事者の意見や思いを聞くことは、支援や実践をしていくにあたり、援助者側の思い込みを修正し、一方的な支援を回避することができる。当事者の思いやニーズをまず聞き知ることが、当事者の思いや願いに沿った支援をするためには不可欠であると言える。では、当事者の声や意見を聞くことが、当事者主体や主体支援と直線的に繋がるかと言えば、そうではない場合も多い。かえって、当事者の思いや願いが封じられることもある。次節では、当事者主体をめぐる課題について、具体的な場面を提示しながら指摘する。

3 当事者主体概念の課題

繰り返し述べてきたように、当事者主体の考え方は、これまで客体として見なされてきた当事者の声や思いを聞き、当事者にとって適切な援助に繋げるために必要であった。しかしながら、当事者主体の概念は、十分に議論しつくされないまま、主体概念や主体支援が「善きもの」として先行している感が否めない。筆者は、社会福祉分野における当事者主体概念の課題として、①当事者主体概念における援助者の立ち位置の曖昧さ、②当事者を理解するうえで、当事者というカテゴリーに当てはめることに対する疑義、③当事者主体概念が近代主義的な概念に偏重しているという3点を挙げる。以下では、当事者主体概念における3点の課題について考察していく。

（1）当事者主体概念における援助者の立ち位置の不明確さ

当事者主体や主体支援という概念は多用されるようになり、当事者の語りや思いにスポットライトが当てられるようになってきた一方、当事者の思いや語りを聞きとった者が、どのような立ち位置にいるかということについては不問にされてきた。当事者によって、語られたことや主張に対して、当事者の思いや語りを聞くであろう多くの援助者はどのように介入していくのであろうか。そもそも「自分のことは自分が一番よく知っている」という当事者の主張に対して、援助者は介入していくことが可能なのだろうか。

在日の人々や被差別部落の人々の調査を長年行ってきた倉石は、調査者（聞き手）と当事者である語り手の関係性について、次のように述べている。私自身がつねに世界、あるいは人びとに対して遅れて到着した存在であること、私が来た時点で、語るべきことは、当該世界あるいは人びとによって、既にもうひととおり語り尽くされていること。だから、私の立ち位置というのは、まさにいま立っているそこにしかない⁽²¹⁾。つまり、主体は語り手であり、聞き手である私は、それらをどのように聞き受けとめたのか示すのみに留まる。これは、介入の難しさを表す一方で、聞き手が語られたことをどのように受けとめるのかによって関係性が変わってくることも意味する。つまり、語り手が語り尽くせない、もしくはまだ言語化できない思いは、聞き手によって拾いあげられない。また、語られたことに対しても、聞き手がそのまま支援に繋げるとは限らない。語りや思いは、さらに聞き手（援助者）が当事者に期待している語りによって、支援に活かす必要があるものとそうではないものに精査される可能性がある。つまり、当事者主体を掲げながらも、当事者である語り

(21) 倉石一郎『差別と日常の経験社会学——解説する（私）の研究誌』生活書院、2007年、23頁。

手の解釈は、聞き手である援助者に委ねられている。ある知的障害のある男性は、自分の思いを語ることにについて、「自分の意見や思っていることを、どこまで言っているのか分からない。勇気を出して言ったとしても、相手がそれをどう受けとめるのか分からない。無視されたことも何回もあるし、言っても仕方ないかな、て。でも、言わないと分からないじゃないですか、僕が思っていることは」と筆者に不満を語った。そのような当事者と援助者の力関係については、これまでの当事者主体や当事者支援の議論において、ほとんど取り上げられることはなかった。当事者の思いや主張を聞くことが、当事者の思いに沿った援助に繋がると信じて疑いもしてこなかったからである。このような援助者と当事者の権力関係に目を背けたまま、当事者主体を掲げたとしても、当事者の願いや思いは聞き届けられるどころか、先に挙げた知的障害者のように聞くに値しないものとして封じられる危険性がある。

(2) 当事者というカテゴリー化に対する疑義

当事者主体は、当事者としての特異性を強調させる。そうでなければ、「私たちと変わらない」となってしまう、当事者としての辛さや戸惑いが聞き手に伝わらないからだ。それ故に、特に見た目ではそれが分かりづらい当事者は、差異をことさらに強調させてしまうことになる。辛さや困難さを理解してほしいという思いが強ければ強いほど、差異や障害の特徴を強調する。その結果、当事者主体として語ることが、一個人としての理解ではなく、病理や障害の理解に収斂されてしまう。また、このような枠組みの語りは、差別の日常を反復してしまう危険性がある。前節の意義で述べたように、当事者の語りは、聞き手にとっては目新しいものであり、多くの学びや発見がある非日常的な空間である。一方で、当事者にとっては、その特異性や特殊性に対して、他者から奇異や好奇心の眼差しを向けられる経験は日常的なものであり、馴染み深いものである。そのため、それをあえて前面に押し出して語るとは、自らが受けた差別や辛い日常を再演してしまう恐れがある。前項で述べたように、ここでも力関係が存在する。当事者はそのような当事者性に違和感があつたとしても、それを断るという選択肢を選ぶことはできない。なぜならば、断ることイコール自分の思いや主張を語る場を失うことになってしまうからである。そのため、援助者側が期待する当事者としてのカテゴリー内に収まる語りとなってしまう。カテゴリー化することについて、山北は、構築されたカテゴリーのうえで支援論をどれだけ議論しても、それはやはり「支援する側／される側」がつかまとうと述べている。そして、そのような構築されたカテゴリー内における支援は、個人としての姿が特定のカテゴリーに還元され、パターナリスティックな関係性になってしまうと指摘する⁽²²⁾。発達障害当事者である綾屋は、健常者と障害者はスペクトラムであり、障害者のなかもまたスペクトラムになっている。そんな人々の連続性の世界のなかで、同じであることを強要するでもなく、差異をことさらにあげつらうでもなく、多様な人々が多様なまま繋がりあえればと述べて

(22) 山北輝裕「支援者からの撤退か、それとも…」三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィ社会を書く／差別を解く』世界思想社、2006年、229頁。

(23) 綾屋紗月・熊谷晋一郎『発達障害当事者研究——ゆっくりていねいにつなぐたい——』医学書院、2008年、218頁。

いる⁽²³⁾。西村が行った知的障害者に対する聞き取り調査においても、知的障害当事者として語ることへの違和感や、障害を意識せずに普通に生きていきたいという願いが出されている⁽²⁴⁾。当事者性を前面に出すのではなく、自然な関係性を築いていきたい。当事者主体は、このような当事者の思いや願いに対して、どのような回答をするのであろうか。

（3）近代主義的な主体概念の偏重

現在、当事者主体や当事者支援の概念は、極めて近代主義的な考え方である。第1節の当事者主体の視点で整理したように、主体と見なされるためには、当事者は自らの障害や状況を認識・自覚し、声を挙げていくことから始まる。そうすることで、自分の存在意義を見出すことができ、前向きに当事者性と向き合い、自分らしく生きていくことができる。当事者主体は、今まで意見を言う権利が与えられなかった人たちに声を挙げていく機会を与えるものであった。

しかし、当事者主体概念が近代主義的な主体概念を採用し、当事者にそれを要請した瞬間、新たな問題が浮上する。当事者は、近代主義的な主体概念——それは、障害のない人にとって当然と思われている社会通念である——に沿うような語りを求められるようになった。既存の主体概念に当てはまらない語りや主張は主体とは見なされず、そのため援助者にも聞き届けられず、援助者主導の援助が正されることはない。たとえば、障害当事者が既存のカテゴリーから積極的な意味を見出すとき、当事者は自身の存在や当事者性に新たな自分を見出すことができるだろう。そのような語りは、現在の主体概念で求められているものである。しかしながら、障害があることに対する迷いや悩み、アイデンティティが揺らいだりすることは、既存の主体概念に馴染まないものである。その結果、このような当事者としての消極的な思いや迷いは、主体概念には馴染まないもの、聞くに値しないものと抑圧されてしまう可能性がある。既存の主体概念に沿って語ることは、主体となることができるという存在証明となり、その結果当事者たちは主体概念に躍起になることとなった。一方で、既存の主体概念に沿った語りをすることが困難な当事者や、まだ語る言葉をもっていない当事者にとっては、援助者によって、語るできるようエンパワメントされることになる。しかし、そこでも主体概念と同様、既存の概念に則って「主体となれるよう」援助が行われている。援助者の価値観からこぼれ落ちる、もしくは援助者が理解し難い当事者は、相変わらず援助者主導の援助に堪えなければならない。そのような当事者主体概念は、図らずも当事者内部における線引きに繋がることとなった。このような事態は、既に知的障害者の本人活動で起こっている。ある本人活動の場では、「自分の意見を言おう。分からないことは、はっきり言おう」ということが掲げられていても、実際は援助者に分かるように語ることができる知的障害者や、援助者が考える自立の概念に合致する意見を述べる知的障害者のみにスポットライトが当てられ、なかなか語ることができない人の思いをどのように聞き取ることができるかということは置き去りにされている状況がある。知的障害という、まさに自分で考え語るという能力に障害がある彼らが抱える困難性が見えづらくなってしまう。

このような当事者主体概念は大きな問題を抱えている。それは、語ることができない状況や障害

24) 西村愛「知的障害のある本人の意向に沿った支援を再考する」『日本の地域福祉』第22巻、2009年、60頁。

特性のために語ることが困難な当事者が排除されていることはもちろんのことであるが、より大きな問題を含んでいる。それは当事者自身に生きづらさを感じさせ、差別を生み出している社会に対して異議申し立てをするのではなく、当事者自身が抱えている生きづらさや困難性と闘ってしまうことである。それは、主体概念のみならず、日常生活のあらゆる場面において、前節で述べたような自己責任を伴う自己決定等、障害のない人を中心とした社会通念を引き受けざるをえない状況へと繋がっていく。当事者自身の声や意見を聞いたうえで適切な援助をしてほしい、一方的に援助方針を決めないでほしいという当たり前の権利の希求が、その当たり前に翻弄されてしまう。そのことは、当事者自身は望んでいないはずである。主体となる、あるいは主体とみなされるためには、たとえ不本意であったとしても、既存の概念を受け入れる。このような生き方は、主体的と言えるのであろうか。これを権力関係と言わずに、どのような関係とすることができるのであろうか。

以上、社会福祉分野における当事者主体概念の課題を考察してきた。そこには、当事者主体や主体支援を掲げつつも、援助者である聞き手のほうが優位な立場であり、当事者がカテゴリーに当てはめられ、その枠組み内に留まる限り、何らかの制約から逃れることは難しい。しかも、主体とされるかどうかの判断は、非当事者である援助者に委ねられている。当事者が主体として見なされるよう振舞ったとしても、既存の価値規範に則っていなければ、主体として見なされない。先述した知的障害の男性は、自分の障害についての迷いや悩みを語っても、援助者に受けとめられなかったことについて、「実際、障害のある人となない人を比べたら、僕ら知的障害のある人は圧倒的に不利だと思う。思っていることを言ってもいいよと口では言ってくれるけれども、結局援助者次第なんですから」と語った。このような権力関係について、当事者主体はどのように考えていくのであろうか。権力関係を解決することは可能であろうか。

4 当事者主体概念を再考する

(1) 当事者主体概念の無形の圧力

当事者主義や当事者主体という考え方は、当事者抜きにして一方的に物事を決めないでほしい、援助を決めないでほしい、自分たちの意見を聞いて援助をしてほしいという願いから端を発するものである。しかし、前節で指摘したとおり、当事者たちが既存の主体概念を取り込んだ時、当事者としてカテゴリー化されることになった。当事者として参加したい、決定したいという当然の権利の獲得を目指すことが、なぜこのようなことになったのだろうか。

ロラン・バルトは、「無兆候な言葉遣い」、それが「覇権を握った語法」とであると警告する⁽²⁵⁾。その語法は、その社会における「客観的な言葉遣い」である。バルトは、このような一見価値中立的に見える語法が含んでいる「予断」や「偏見」に注意を促している。なぜならば、価値中立的な語法にこそ、その社会的集団の全員が無意識に共有しているイデオロギーが潜んでいるからである。抑圧されてきた権利は、過剰に意識化され、獲得したいという欲望を亢進する。主体でありたい。

(25) ロラン・バルト／篠沢秀夫訳『神話作用』現代思潮社、1967年、227頁、鈴木和成『現代思想の冒険者たち 第21巻バルト——テキストの快楽』講談社、1996年、159-160頁。

主体と見なされたい。しかし、そのことは主体概念を巡るあらゆる社会通念に従うことを意味していた。当事者としてのオリジナルの主体概念を打ちたてようとも、社会通念がそれを主体と見なさなければ意味をなさない。当事者という枠組み内で、前向きに自分の当事者性を引き受けながら、社会に向けて当事者の意見を発信していく。これが、当事者が主体となるために社会から与えられた使命である。石川は、アイデンティティについて、私のポジションを定めるための分類であると定義する。自分が社会の中でどのように分類されうるのかということについての自己了解であり、期待である⁽²⁶⁾。当事者としてのアイデンティティは、当事者がそのように見なされたいとして声を挙げたわけではない。いったい、誰が主体役割を決めたのか。そのような役割を担うことを、誰が期待しているのだろうか。このような問いを立てることは、既存の主体概念を再考するうえで必要不可欠である。次項では、現存の当事者主体概念が抱える課題の解決に向けて模索していく。

（2）原点に戻ること

それでは、当事者を既成のカテゴリーに当てはめることなく、当事者の思いや主張を聞くことは可能だろうか。筆者は、全くカテゴリーを相手にあてはめることなく、当事者の思いや願いを聞くことは不可能だと考える。なぜならば、そのような語りは当事者の固有の辛さや生きづらさを見えづらくしてしまうからである。また、カテゴリーからの脱却をはかることも、結局のところカテゴリー概念の呪縛にすぎない。当事者と非当事者という垣根を取り払おうとすればするほど、垣根が意識化され、当事者であるがゆえの差別や偏見を受けている日常が可視化され、強化されることになる。結局、どこまでいっても、当事者というカテゴリーから逃れることは難しくなってしまう。つまり、当事者が既存の主体概念から自由になるためには、カテゴリーを問題視することではないことが分かる。

筆者は、既存の当事者主体概念の権力から逃れるためには、2つの視点が必要であると考え。1つ目は当事者がなぜ声を挙げなければならなかったか、そしてどのようなことを願っていたかという原点に立ち戻ることである。2つ目は、聞き手である援助者が当事者の言葉をどのように受けとめ、どのように解釈したのか、その解釈にはバイアスがかかっていないか、援助者が自らの価値観を問うていくことである。

第2節で述べたとおり、当事者にとって声を上げていくことは、当事者が必要としている時に何らかの特別な配慮やサポートが用意されることによって、当事者ではない人と同様の生活を送ることを願ってのことであった。普通の生活を送りたい。けれども、社会の中には、様々な当事者に対するバイアスがかかった眼差しや差別がある。それらを気にすることなく、生きていきたい。このような当事者の思いに沿うことがなければ、非当事者である大多数が当然であると気にも留めない、本稿で指摘してきたような自己決定や主体のような様々な社会通念に従うように強制してしまう。それは、つまるところ、障害当事者たちが拒否し批判してきた医学モデルと変わりが無い。それでは、このような日常的排除や差別に対して、どのように取り組んでいけばいいのであろうか。

筆者は、非当事者である援助者が、日常的な排除が蔓延している社会やそこに身をおく者として、

(26) 石川准『人はなぜ認められたいのか』旬報社、1999年、52頁。

その状況をどのように考え行動しているかということに自覚的になるべきであるを考える。我々の日常生活には、当事者を排除する様相があるという事実や、それを非当事者である自分自身が当然であると受け入れている可能性も大いにあるということに対して自覚的になることを意味する。具体的には、当事者主体という言葉を使用し援助を行う場合、援助者が当事者というカテゴリーをどのように捉え当事者に何を求めているか、その定義によって当事者の語りを自らの価値規範で意味があるものと聞くに値しないものとに分けていないかを絶えず省察することである。こうした問い直しは、どこまで省察すれば終わりということは決してない。いや、省察をやめることは、当事者の声を聴くことを止めることに等しい。知的障害者や認知症高齢者、小さい子どものように、援助者側が求める主体概念に沿うことが困難な人たちは、援助者のこのような省察なしでは、援助者に従うほかないからである。援助者にとっては、大変厳しいものとなるだろう。しかし、このような絶え間ない考究を続けていくことが、既存の概念に囚われることなく、当事者の想いに沿った援助に繋がっていくと思われる。

おわりに

以上、社会福祉分野における当事者主体概念について検証してきた。知的障害者の支援にあたっている者として、そして彼らの障害ゆえの苦手さを目の当たりにしている者として、社会福祉分野における主体概念は、自己主張や自己決定をすることに特段支障のない当事者に限定されているという違和感があった。そこには、自己主張することが苦手な、あるいはできない知的障害者は含まれない。当事者の声を聴いていく営みは、とても重要だ。そのことを抜きにして、当事者に寄り添った援助は不可能であろう。当事者に寄り添った援助は、当事者の語りを通して、常に「聞き取っている私は、何者であるのか」「普通でありたいと願う彼らの話を、私自身はどのように受けとめて援助に活かしていくのか」、そして「私自身の生活は普通であるのか、もしそうであるならばその基準はどのようなものなのか」等、援助者の生き方や価値規範が絶えず照射される営みを通して、実現されていくものと思われる。

(にしむら・あい 青森県立保健大学健康科学部専任講師)